

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令について

1. 背景

平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」(バリアフリー法)が施行され、同法に基づき、公共交通事業者等が旅客施設や車両等を新たに整備・導入等する際に義務として遵守すべき基準として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基準を定める省令」(平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下、「移動等円滑化基準」という。)が定められている。

今般、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインについて、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 29 年度中に改正作業を行うこととされているところ、国土交通省では、平成 28 年 10 月に学識経験者、高齢者、障害者等関係団体、事業者団体等の参画を得て「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、これまでに検討を行った。

この検討結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、移動等円滑化基準及びガイドラインを改正する。

2. 概要

移動等円滑化基準に定めた内容は、公共交通事業者等による旅客施設の新設等や車両等の新規導入の際に、適合が義務付けられることになるとともに、既存の施設等についても適合の努力義務が課されることになる。

主な改正項目は以下のとおり。

- (1) 駅等における移動等円滑化経路(バリアフリールート)の最短化・複数化について
- (2) 乗降場間の乗継ぎルートのバリアフリー化について
- (3) 旅客施設に設けるエレベーターのかごの大きさ等について
- (4) トイレのバリアフリー機能の分散について
- (5) プラットホームからの転落防止について
- (6) プラットホームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消について
- (7) 鉄軌道車両の車椅子スペースについて